

平成 20 年 10 月 17 日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

投資一任契約に関する資産運用管理業務に係る
「内部統制の整備及び運用状況報告書」の取得について

このたび当社では、投資一任契約に関する資産運用管理業務に係る内部統制に関し、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第 18 号「委託業務に係る統制リスクの評価」¹に基づく「内部統制の整備及び運用状況報告書」を受領致しました。

この「内部統制の整備及び運用状況報告書」とは、委託会社（当社との投資一任契約により顧客となる者）の財務諸表監査に関連して、「受託会社（当社）が作成した内部統制に関する記述書に一定時点（基準日）における受託会社（当社）の内部統制が適切に記載されているか」、「当該内部統制が統制目的に照らして適切に設計され、かつ実際に業務に適用されているか」及び「当該内部統制が一定期間において有効に運用されているか」について、受託会社監査人（当社が委託した監査人）が意見を表明したものをいいます。

当社では、今後も投資一任契約に関する資産運用管理業務に関して、その信頼性及び有効性を維持していくため、当該業務に係る内部統制の適切な運用を実施していく方針です。

記

1. 検証対象 投資一任契約に関する資産運用管理業務に係る内部統制
2. 監査法人 あらた監査法人（PricewaterhouseCoopers Aarata）
3. 検証期間 平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日（基準日）まで

以上

¹ 監査基準委員会報告書第 18 号「委託業務に係る統制リスクの評価」は、財務諸表の基礎となる取引の承認、実行、計算、集計、記録等の業務を外部に委託している会社の財務諸表監査において、当該会社の監査人が業務を受託している会社の当該業務に係る内部統制を理解し統制リスクの評価を行うに当たっての実務上の指針を提供するものであり、また、業務を受託している会社の当該業務に係る内部統制に関する報告書についての実務上の指針を提供するもので、いわゆる日本版 SAS70 と呼ばれております。